

進路だより

桃花台学園進路指導部

令和6年4月号



学校HPはこちら

Ⅰ 今年度の進路行事



もも助さん

いよいよ新年度がスタートしたね！



予定の確認って大切なの？

進路に関する1年間の予定を確認しておこう！



こもも

社会人は、仕事とプライベートのスケジュールをしっかりと管理しているよ！



実習中はアルバイトはできないんだね。

実習や会議の予定を手帳やメモ帳に書いて、いつでも確認できるようにするよ。

	1 年	2 年	3 年
1 学期	■【進路見学】2週間（事前・事後学習を含む） 6/5（水）～6/20（木） 上記期間のうち、企業の7社を見学する。	■【現場実習】2週間 6/5（水）～6/20（木）	■【現場実習】3週間 6/5（水）～6/27（木） ■【求職者登録】企業就職希望者 7/10（水）・7/17（水） ＊ハローワークの人と個人面談を行う
夏季休業			■【卒業に向けた関係者会議】 7/29（月）～8/2（金）のうち1日 【臨時現場実習】対象者のみ
2 学期	■【体験実習】2週間 10/8（火）～10/24（木） ＊グループ実習	■【現場実習】2週間 10/8（火）～10/24（木）	■【現場実習】3週間 10/1（火）～10/24（木）
3 学期	■【現場実習】1週間 1/16（木）～1/23（木） ＊1人で企業等に行く	■【進路個別面談】 1月中 ＊就職先の希望を伝える	■【障害者就業・生活支援センター登録】 企業就職者 1～2月 ■【移行支援会議】全員 2～3月

2 センパイ！お元気ですか？

令和5年度卒業生 山家孝哉さん

（山梨トヨペット株式会社 河口湖店勤務）



入社式の日、「待ってたよ～」と社員の方々に迎え入れていただき、嬉しかったです。在学中に何度も実習させていただいたので、緊張せずに仕事をしています。

今は、タイヤ交換が多く腰に負担がかかって大変です。他に、空気圧やタイヤの溝を測ったり、オイルやワイパーの交換の補助をしたりしています。お腹が空くので、在学中よりも朝ご飯をしっかり食べて出勤しています。

休日には、しっかり体を休めるようにしています。楽しみにしていることは、5月末の初めての給料です！



また給食を食べたいです！
部活にも顔を出したいです！

3 各学年の進路の学び

● 1 年生 「働くこと」についての学習が始まりました。

● 2 年生 6月の2週間の実習に向けて準備を進めています。

● 3 年生 就職をかけた実習に向けて、打ち合わせが行われています。



学校HPはこちら

1 障害者雇用について



本校は「障害者雇用促進法」に基づく「障害者雇用枠」での企業就労をめざしています。「障害者雇用促進法」は厚生労働省で定めている法律で、1976年に改正され、障害者の職業の安定・自立の促進を目的に企業に対して障害者雇用を義務化しました。本校から就労先として提案できる企業は、「障害者雇用」としての採用を考えている企業のみです。**新聞広告のチラシ等でご覧になる求人とは採用の枠が異なりますので、ご注意ください。**生徒の人物像や就労能力等を「現場実習」を通して総合的に判断していただき、勤務形態等について生徒と企業が合意のうえに進めていくこととなります。なお、企業等へ就労するためには、「療育手帳」もしくは「精神障害者福祉手帳」の取得が必要です。

「障害者雇用促進法」において、民間企業に義務付けられている法定雇用率が今年4月に引き上げられました。これまでの2.3%から2.5%に引き上げられ、さらに令和8年7月には2.7%になる予定です。

Point ①

障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和6年4月以降)

	令和5年度		令和6年4月		令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	⇒	2.5%	⇒	<u>2.7%</u>
対象事業主の範囲	43.5人以上		40.0人以上		37.5人以上

【厚生労働省HPより引用】

※WEBで確認

障害者雇用促進法で検索

2 一般就労と福祉的就労の違いについて



本校卒業後の進路は、大きく2つに分けることができます。

(1) 一般就労(障害者雇用枠での企業就労)

(2) 福祉的就労(一般就労するために力を付ける、必要な支援を受けながら働く)

「一般就労」は、企業と雇用契約を結び、決められた勤務時間の遵守や、指定された業務の遂行など、定められた労働条件のもとで働きます。「福祉的就労」では、障害に合わせた個別の支援が提供され、労働時間や仕事の量が調整できます。進路選択時に、「もう少し働くための力を身に付けたい」という希望がある場合には「福祉的就労」が選択肢の一つに入ります。「福祉的就労」とは「障害者総合支援法のもとに設置されている事業所で支援サービスを受けながら働くことを指し、原則として「就労移行支援事業所」を利用することになります。「就労移行支援事業所」では、働くために必要な力を身に付けながら就職先を探します。給料は発生しませんが、作業工賃が支払われます。

	就労移行支援事業所
サービスの内容	働くための知識や技能を身に付ける職業訓練や職場探し、就職活動のサポートが受けられる。
対象となる方	一般企業への就職を希望している方
雇用契約	なし
利用できる期間	原則として2年以内
賃金	基本的にはなし

3 センパイ！お元気ですか？



令和5年度卒業生 樋口 春輝さん (日世株式会社)

4月1日に入社しました。実習で行った作業を入社後もやっています。一緒に作業をしている方とコミュニケーションをとりながら、ペースを合わせて仕事をしています。会社の皆さんからやさしく指導してもらい、ありがたいです。梱包されているものをばらしたり、分別したりする仕事が好きです。初任給で両親にプレゼントを買って渡したら喜んでくれました。残りの給料は貯金をしています。

後輩の皆さん

働くためには、体調管理をすること、コミュニケーションをとることが大切です。実習などを通してしっかり学んでください！

